



今年は水稻の病害害發生にまことに都合のよい氣候の様です。めい虫(すい虫)等の發生も予想され、之が防除のためにパラチオニ等の農薬が澤山使われる事と、存じます。この薬は毒薬ですからこれを使う時は次のことをよく守つて間違えのないようにして下さい。

1、個人で使用することは出来ません(共同使用)

2、必ず責任ある指導者(防除員、改良相談所の技師、農業協同組合の技術者等)の指導の下に実施すること

3、薬は自分で保管することはありません。買ひ求めたらそのまま農協等の指定場所に保管を依頼して置いて使う直前に使用するところに運んで、若し使い残りが出来た時は又元の所に依頼して置くことになつています。保管が悪いため農薬自殺する人が年々増いています。よく注意して下さい。

4、尙細かい注意は先般各農家に配布した農薬使用上の注意をよく守つて、くれぐれも間違のないよう

に氣をつけて下さい。

◎各地區の防除員は次の通りです。

麻生農協 小沼信

太田農共 大崎正夫

小高橋門 鈴木忠

行方柳町 清藏

大和藏川 宮崎幸一

(茨城相互銀行麻生支店内國民金融公庫麻生代理所)では

昭和三十年十二月より銀行其

の他一般の金融機関から資金

の融通を受ける事を困難とす

る國民大衆に對し、必要な事

業資金の供給を行なうことを目

的とする國民金融公庫の貸付

を代理所として扱つて居ります。

ですが、それに加え更に更生資

金の貸付も直接代理所で取扱

い致しますので其の概要を皆

様に御知らせ致します。

更生資金貸付の概要

第一貸付條件

A 借受人の資格、引揚者、

戦災者其の他の生活困窮者で

独立して事業を遂行する意思

を有し、且つ具体的な事業計

画を持つ者で成業の見込があ

つて返済確實なもの。尙現在

業を営む者で普通貸付五萬以

下の申込をしようとする者

B 貸付限度、一世帯につき

三萬圓以内。但し特別の場合

五萬圓まで認める事が出来る

C 貸付期間、五年以内

D 利率年六分以内(日歩一

E 債還方法 割賦又は一時

F 保証人(有力者)一名以上

G 借入の順序

H 當役場厚生課受附一水戸支廳

I 番號生支所(民生課 元地方事務

J 所經由)茨城相互銀行麻生

K 保険課(厚生) 小澤二十三

L (行方支所) 松澤榮三郎

M (建設) 倉川敏子

N (厚生) 小林久子

O (新採) 栗又宏三

P 厚生課(總務) 荒原進

Q 税務課(經濟) 深澤久昭

R 平輪

S 岡部康賢

T 遠渡鴨下一郎

U 谷田川裕之

V 岩本廣觀

W 植木想一

X 正雄栗又

Y 厚生課

Z 總務課

AA 退職小高支所長

BB 主事(書記課長心得)昇任士子

CC (書記課長心得)

DD 進

## パラチオン等使用上の注意

技術者の指導を受けて

大切な農地をつぶさぬよう

努めて下さい。

登録と豫防注射

狂犬

書記(書記補) 根本伸  
新採 書記(ア) 深澤久昭

栗又宏三

小高支所長(建設課長) 平塚治男

士子謙

身休検査表 全員各三枚

写眞 三部

申込書類 三部

提出書類 三部

提出書類 及び期日

戸籍謄本 三部

家族調査 三部

提出書類 三部</